

高額療養費の自己負担限度額が見直されます (平成27年1月～)

平成26年12月診療分まで

平成27年1月診療分から

	月単位の上限額		月単位の上限額
上位所得者 (標準報酬月額 53万円以上)	150,000円+ (医療費-500,000円)×1% 【多数該当：83,400円】	→	標準報酬月額 83万円以上 252,600円+ (医療費-842,000円)×1% 【多数該当：140,100円】
		→	標準報酬月額 53万～79万円 167,400円+ (医療費-558,000円)×1% 【多数該当：93,000円】
一般所得者 (上位所得者・ 低所得者以外)	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 【多数該当：44,400円】	→	標準報酬月額 28万～50万円 80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 【多数該当：44,400円】
		→	標準報酬月額 26万円以下 57,600円 【多数該当：44,400円】
低所得者 (住民税非課税者)	35,400円 【多数該当：24,600円】	→	低所得者 (住民税非課税者) 35,400円 【多数該当：24,600円】

※【多数該当】・・・診療を受けた月以前12か月間に既に高額療養費が3か月以上支給されている場合の自己負担限度額です。

限度額適用認定証に記載される所得区分

変更前

変更後

上位所得者	A	→	標準報酬月額 83万円以上	ア
		→	標準報酬月額 53万～79万円	イ
一般所得者	B	→	標準報酬月額 28万～50万円	ウ
		→	標準報酬月額 26万円以下	エ